

会津坂下町
過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)
(案)



福島県河沼郡会津坂下町

目 次

1 基本的な事項

(1) 会津坂下町の概況	3
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	3
イ 過疎の状況	4
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、福島県の総合計画等における位置付け等に配慮した会津坂下町の社会経済的発展の方向の概要	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(3) 行財政の状況	8
ア 行政の状況	8
イ 財政の状況	10
ウ 施設整備水準等の現況と動向	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7) 計画期間	13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	13

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 計画	14
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	15

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	17
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	21

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25

6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	28
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	31
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	41
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	45
(2) その対策	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計画	48
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
12 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50

1 基本的な事項

(1) 会津坂下町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

[自然的条件]

福島県の西北にある会津盆地の西部に位置しており、面積は91.59km²です。東部は阿賀川を隔て会津若松市・湯川村に、西部は柳津町・西会津町に、南部は会津美里町に、北部は喜多方市にそれぞれ接しています。

本町の標高は175～450mであり、東部の平坦地と西部の丘陵地に大きく分けられます。東部の平坦部には、阿賀川と宮川が形成した肥沃な農地が広がり、会津盆地の豊かな水資源に恵まれ稲作が盛んであり、会津盆地穀倉地帯の一部となっています。西部の丘陵地の大半は森林であり、森林面積は30.37km²で、総面積の33%を占めています。

気候は、日本海側内陸性気候と盆地特有の性質により、1日の寒暖差や夏と冬の寒暖の差が非常に大きくなります。夏には真夏日が続き、冬には積雪が1mに達することもあります。また、近年の地球温暖化の影響により猛暑日（最高気温35度以上）の出現が増加傾向にあります。

[歴史的条件]

本町の町名の由来は、アイヌ語のバッケ（坂の下）が訛ったもの、とする説のほか、いくつかの説があります。また、室町時代の文明7年に栗村と番下村を併せ坂下村と改めた記録もあります。

丘陵地帯には古代先住民の古墳群が多数分布し、西暦540年に仏教が伝来したとする言い伝えがあることから、古くから文化が栄えたことが伺えます。中・近世は、恵まれた水陸の交通網を利用して宿場町の形態を整え、物資の集散地として栄えました。明治維新後は、坂下民生局の所管となり、若松県から福島県に変わり、その後河沼郡役所が置かれ、旧藩時代の村々は合併を繰り返し、大字単位の町村となりました。

「会津坂下町」は旧坂下町を中心として、若宮村・金上村・広瀬村・川西村・八幡村の1町5村が合併して昭和30年4月1日に発足し、続いて昭和35年8月1日の境界変更により、喜多方市（旧高郷村）の一部、高寺地区が編入され現在に至っています。

[社会的条件]

鉄道は、大正15年10月15日に国鉄会津線（現在のJR只見線）が開通し、現在では、若宮駅、会津坂下駅、塔寺駅、会津坂本駅の4駅があります。古くから賑わいを見せつつ、物資・資源輸送の拠点としての役割を果たしていました。また、バス路線についても、鉄道の開通と合わせ定期的な乗合運行が開始されており、現在も鉄道、バスは地域住民の移動手段として利用されています。

道路網については、町の中心部を国道49号が貫き、さらに南部には磐越自動

車道が横断し、会津坂下ＩＣと新鶴スマートＩＣが整備され交通アクセスが向上しています。

[経済的条件]

第1次産業の就業人口が、昭和50年に全体の41.7%ですが平成17年に16.7%、令和2年に14.4%、第2次産業が昭和50年に22.4%、平成17年に28.1%、令和2年に27.5%、第3次産業が、昭和50年に、35.9%、平成17年に54.8%、令和2年に58.1%を占めており、第1次産業の就業人口の減少が著しくなっています。

イ 過疎の状況

[人口等の動向]

昭和35年の人口25,867人をピークに減少が続いている、その後60年を経過した令和2年の国勢調査においては、人口15,068人で人口減少率は41.8%と減少を続けています。

[これまでの過疎法に基づくものも含めた対策]

これまで5次にわたる過疎地域の特別措置法が施行されました。本町は過疎地域対策緊急措置法（昭和45年～昭和54年）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年～平成元年）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年～平成11年）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年～令和2年）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年～令和7年）で、過疎地域の指定を受けてきました。この間、脆弱な財政構造の中、県代行事業の活用、国県の補助金、過疎対策事業債等の有利な財源を有効に活用し、積極的に地域の振興、地域住民の福祉の向上、産業・交通・生活基盤の整備、教育文化の振興を図ってきました。

これまでの過疎対策事業としては、町道・農道等の生活道路の整備、除雪機械の整備、公共下水道等の整備、消防施設の整備など、生活に密着した地域の活性化に直結する事業を重点的に実施してきました。しかし、依然として若者を中心とした人口流出が続いている、地域活性化を図るうえで大きな課題となっています。

[現在の課題]

住民の生活と住民自治の基盤は行政区ごとの自治会や旧町村単位の地域コミュニティに大きく委ねられています。しかし、現在は、生活様式の変化や住民意識の多様化から、地域社会への帰属意識や連帯感が希薄化しています。それにより、地域コミュニティの脆弱化が危惧されており、このことが大きな課題となっています。

また、若者を中心に人口が流出する中で、既存企業が引き続き安定した経営ができるよう支援を行いつつ、若者の定住促進に向けた住宅の整備、安心して子育

てができる支援制度の充実などを積極的に進めていく必要があります。

[今後の見通し等]

今後も、人口減少に歯止めをかけることが難しい状況にあるのに対し、絶えず変化を続ける社会情勢を見極めながら、本町が持つ豊かな地域資源を活用し、地域住民とともに地域課題の解決に取り組んでいきます。

また、本町は、豊かな自然環境と歴史文化資源に恵まれており、この豊かな地域文化や街道の宿場町として発展してきた歴史を大切にし、人口減少社会に対応したまちづくりを進めながら、住民・地域・行政の「協働」のしくみにより、持続的発展を目指していきます。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、福島県の総合計画等における位置付け等に配慮した会津坂下町の社会経済的発展方向の概要

本町における産業の中心は、社会経済情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきています。第1次産業従事者は、担い手不足により減少傾向にありますが、県と比較しますと依然として高い数値にあり、本町の基幹産業として位置付けています。

経済的な立地特性では、国道49号・県道会津坂下会津高田線・町道坂下南幹線といった幹線道路が通っており、国道49号沿いに磐越自動車道会津坂下ICが設置され、さらに、会津美里町との境界に磐越自動車道新鶴スマートICが設置されており、首都圏等へのアクセスが大幅に向上了っています。また、本町の丘陵地帯には、古代先住民の遺跡が多数分布し、古くから文化が栄えたことが伺えます。中・近世は、恵まれた水陸の交通網を利用して宿場町の形態を整え、物資の集散地として栄えました。この豊かな地域文化や街道の宿場町として発展してきた歴史を大切にし、人口減少社会に対応したまちづくりを進めています。

本町が位置する会津地域は、福島県の総合計画において、美しい自然と名高い歴史により全国的な知名度が高く、福島県の観光の中心地として位置づけられています。一方で人口減少と高齢化が進み、様々な地域活動を担う人材が不足しております。一方で人口減少と高齢化が進み、様々な地域活動を担う人材が不足しております。また人口減少に伴う経済規模の縮小から様々なサービスの維持が困難になっており、広域的な連携なども含めた取り組みが必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和55年の国勢調査時には20,504人でしたが、令和2年の国勢調査では15,068人となり、40年間で26.5%減少しています。令和2年の男女別比率の内訳は、男性48.1%、女性51.9%とほぼ均衡しています。年齢階層別にみると、年少人口は、ピークを迎えた昭和25年から急激に減少し、昭和45年までの20年で50%以上減少しています。生産年齢人口は、総人口とほぼ同様の割合で減少しています。老人人口は、徐々に増加し続けており、令和2年以降ほぼ横ばいで推移しています。

令和2年時点での人口は15,068人のうち年少人口が10.7%、生産年齢人口が52.6%、老人人口が36.7%となっています。

しかし、令和27年には老人人口が生産年齢人口を上回り、令和32年には年少人口が7.3%、生産年齢人口が43.8%、老人人口が48.9%となる見通しで、老人人口が生産年齢人口を上回ると推計されています。結論としては、総体的な人口減少に加えて、働き手となる生産年齢人口の減少と老人人口が増加している状況です。

産業別人口は、昭和50年には第1次産業就業人口比率が第2次、第3次産業よりも高い人口比率となっていましたが、平成2年ごろを境に人口比率が逆転し、令和2年の人口比率では第1次産業が14.4%、第2次産業が27.5%、第3次産業が58.1%となっています。

産業別に見ると、第1次産業である農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足により年々減少が見られ、農業法人や大規模農家への集約が進んでいます。第2次産業については、工場数はほぼ横ばいですが、国内市場の縮小等により製造品出荷額等は減少傾向にあります。また、従業員数も減少傾向にあり、新規雇用の確保が難しいことから設備投資による生産性を維持しています。第3次産業については、後継者不足等による商店数の減少が顕著であり、年間販売額も減少傾向にあります。これには、人口減少やインターネット通販等の普及といった変化も影響しています。

表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 20,504	人 20,332	% △0.8	人 18,274	% △10.1	人 16,303	% △10.8	人 15,068	% △7.6	
0歳～14歳	4,146	4,032	△2.8	2,672	△33.7	1,944	△27.2	1,611	△17.1	
15歳～64歳	13,441	12,522	△6.8	10,434	△16.7	9,120	△12.6	7,909	△13.3	
うち15歳～ 29歳（a）	3,825	2,906	△24.0	2,545	△12.4	1,975	△22.4	1,654	△16.3	
65歳以上 (b)	2,917	3,749	28.5	5,165	37.8	5,210	0.87	5,522	6.0	
（a）／総数 若年者比率	% 18.7	% 14.3	—	% 13.9	—	% 12.1	—	% 11.0	—	
（b）／総数 高齢者比率	% 14.2	% 18.4	—	% 28.3	—	% 31.9	—	% 36.6	—	

表1－1（2）人口の見通し（人口ビジョン）

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
0～14歳	人 1,340	人 1,126	人 944	人 847	人 742	人 631
15～64歳	7,086	6,346	5,761	5,086	4,414	3,782
65歳以上	5,472	5,315	5,022	4,761	4,511	4,228
総数	13,898	12,787	11,727	10,694	9,667	8,641
高齢化率	% 39.4	% 41.6	% 42.8	% 44.5	% 46.7	% 48.9

表1－1（3）産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 11,111	人 10,968	% △1.2	人 9,174	% △16.3	人 8,559	% △6.7	人 8,046	% △6.4	
第一次産業就業人口比率	% 41.7	% 23.8	—	% 16.7	—	% 14.9	—	% 14.4	—	
第二次産業就業人口比率	% 22.4	% 34.7	—	% 28.1	—	% 27.2	—	% 27.5	—	
第三次産業就業人口比率	% 35.9	% 41.5	—	% 54.8	—	% 57.9	—	% 58.1	—	

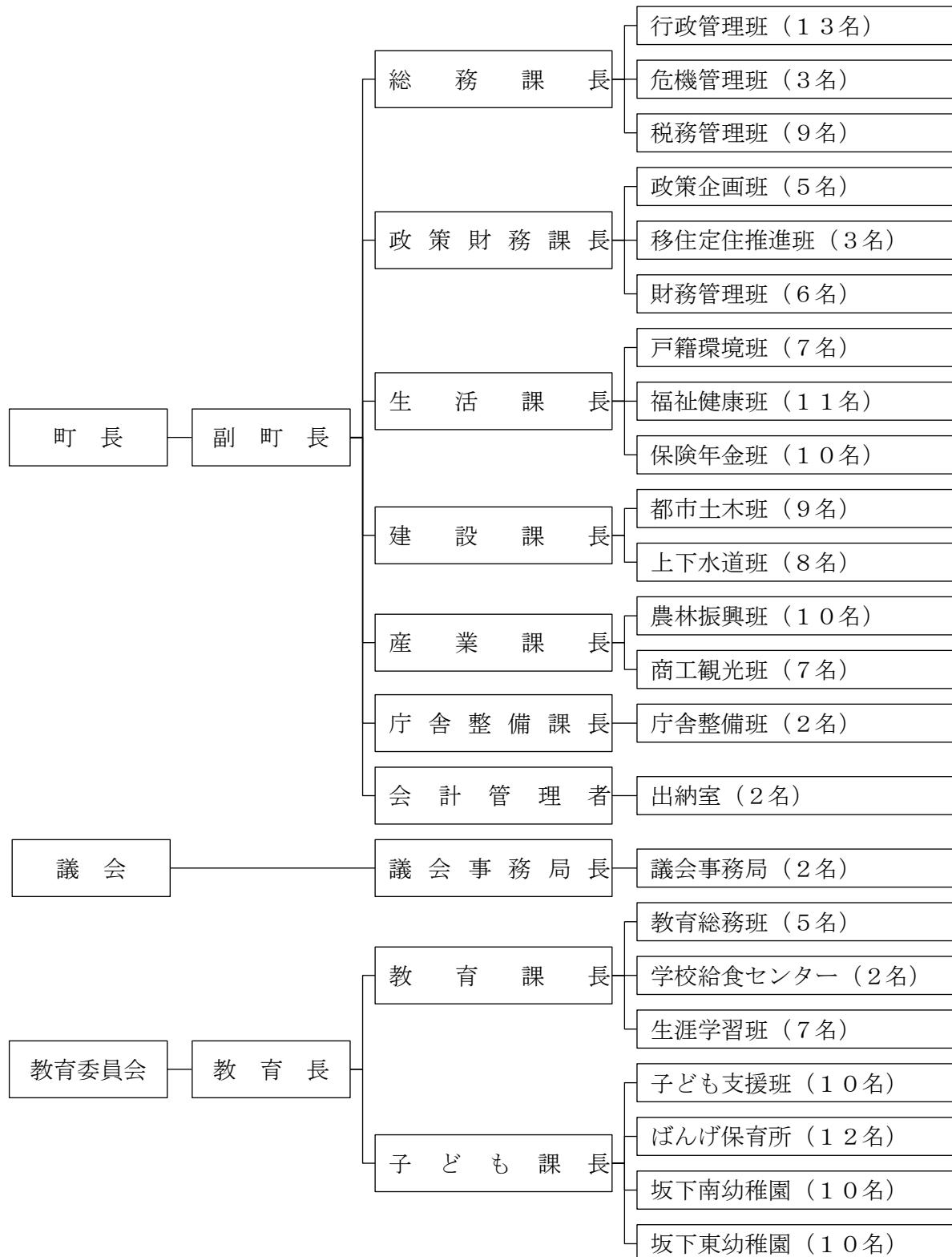
（3）行財政の状況

ア 行政の状況

町には82の行政区があり、中心地に中央公民館、旧町村単位に7つの地区コミュニティセンターを設置しています。本町を含む1市7町2村で構成されている会津若松地方広域市町村圏整備組合との連携を通じ、消防事業、ごみ・し尿処理事業、水道事業、介護事業等の町単独では十分な対応が困難な公共サービスを広域的に実施しています。学校給食センター、火葬場については、周辺自治体と連携しながら町で設置、運営を行っています。また、教育施設として中学校1校、小学校2校、幼稚園2園、保育施設としては保育所1所あります。

住民にとって真に必要な行政サービスの提供と活力あるまちづくりを持続するために、令和元年9月に「会津坂下町財政健全化アクションプラン」を策定し、主要な事務事業の見直し等を実施するとともに公債費などの歳出抑制を行い、健全な行財政運営の確立を図ってきました。しかし、計画期間が令和6年度をもって満了したことから、更なる事務事業等の再編・整理・廃止・統合など行財政改革の推進を目的とした「会津坂下町長期財政計画」を令和7年に策定し、今後も行財政運営の確立を行っていきます。

会津坂下町行政機構図（令和7年4月1日現在）



合計 173名

イ 財政の状況

普通会計の令和6年度決算で歳入は98億6012万円となっています。その内訳については、町税や各種使用料・手数料、基金繰入などの自主財源が全体の38.95%、地方交付税や町債などの依存財源は全体の61.05%となっています。歳出は、92億8760万円、人件費や物価高騰による物件費の増額などにより経常的経費も増加しており、今後更なる増加が予想されます。主な財政指標の令和2年度との比較は財政力指数が0.38で変わらず、実質公債費率が3.2ポイント減の9.0%、経常収支比率が2.0ポイント増の87.6%、将来負担比率が52.2ポイント減の12.3%となっています。義務的経費の割合が依然として高く投資的経費を圧迫しており、今後とも自主財源などの歳入の確保と経常的経費などの歳出の削減を図る必要があります。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額A	7,949,268	8,223,613	9,615,138
一般財源	4,785,188	4,984,454	5,137,286
国庫支出金	630,100	627,669	2,580,881
都道府県支出金	508,955	864,738	683,813
地方債	1,198,792	950,813	443,278
うち過疎債	537,500	509,400	84,800
その他	826,233	795,939	324,293
歳出総額B	7,549,397	7,925,472	9,159,943
義務的経費	2,962,258	3,155,031	3,255,713
投資的経費	1,492,756	1,036,174	639,469
うち普通建設事業	1,486,631	957,160	609,337
その他	2,464,707	3,164,929	5,264,761
過疎対策事業費	629,676	569,338	283,805
歳入歳出差引額C(A-B)	399,871	298,141	455,195
翌年度へ繰越すべき財源D	104,363	1,787	83,945
実質収支 C-D	295,508	296,354	371,250
財政力指数	0.36	0.38	0.38
公債費負担比率	16.7	19.6	18.8
実質公債費比率	17.1	14.0	12.2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.7	87.3	85.6
将来負担比率	170.5	120.9	64.4
地方債現在高	8,669,363	10,702,225	7,840,516

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況については、水道普及率はかなり高い水準にあります。汚水処理普及率は公共下水道事業や農業集落排水整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業などにより整備を進めていますが、未着手の地域が多い状況にあります。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道 改良率(%)	11.46	18.14	25.00	55.32	55.79
舗装率(%)	29.48	48.00	51.80	74.75	75.80
農道延長(m)	—	—	—	167,083	175,546
耕地1ha当たり農道延長(m)	82.88	83.36	36.12	—	—
林道延長(m)	—	—	—	17,059	17,059
林野1ha当たり林道延長(m)	5.51	4.81	4.71	—	—
水道普及率(%)	65.83	68.80	90.02	92.96	94.68
水洗化率(%)	—	11.97	34.65	61.23	65.76
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	11.59	10.48	9.03	9.98	11.74

（4）地域の持続的発展の基本方針

福島県が定める過疎地域持続的発展方針と整合を図り、以下のとおり方針を定め過疎対策のための施策を展開します。

①自ら学び、学び合う「ひとづくり」

【子育て・教育環境の整備】

こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域でこどもを見守り、育てる意識が薄れています。家庭・学校・地域がつながり、安心してこどもを産み育てられる環境をつくり、明るく元気で笑顔が輝くこどもたちを育てます。

【生涯学習・スポーツの推進】

こどもから大人まで、自ら学習することで自分の可能性を探り、世代を超えて学び合うことで自己実現できるまちを目指します。

【歴史・文化の伝承】

自分たちが暮らす地域を学び、理解することが、郷土への誇りと愛着心を育てるこにつながるため、先人の遺した貴重な文化財や風習・習慣を守り後世へつなげます。

②安全・健康で、快適な「くらしづくり」

【健康づくり】

町民の心と身体が健康で、地域のつながりの中ですべての人が個性を活かし、いき

いきと活躍できる場をつくることで生きがいを感じられるまちを目指します。

【福祉の充実】

家族の絆を大事にすることで感謝の気持ちを持つ心が育まれ、集落や地区、地域の一員であるという帰属意識の中から互いに支え合うまちづくりを目指します。

【安全・安心な環境づくり】

関係機関と地域が連携した防災体制と見守り体制を強化することで災害から生命・財産を守り、交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指します。

【循環型社会の形成】

環境教育や啓発活動を通して地球環境への高い意識を醸成することにより、地域の環境美化やリサイクルを推進する循環社会をつくります。

【住みやすい環境づくり】

道路環境の整備や交通機関の利便性を向上させるとともに、潤いと安らぎのある生活空間を創出することで、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます

③活力と魅力があふれ、人が集う「しごとづくり」

【農業の振興】

後継者不足が懸念される農業の担い手確保との農地集積により、将来にわたり安定的で効率的な農業経営を支援し、地域農業を活性化します。

【商工業の振興】

労働環境の整備と生産性の向上を図るとともに、特色ある町產品の情報発信や販路拡大の取組を強化し、にぎわいのあるまちを目指します。

【観光・交流の促進】

異業種間のつながりによる地域資源の活用や祭り・各種観光イベントの活性化により、町の魅力を発信し交流を促進することで、人が集まるまちを目指します。

④一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」

【地域運営のしくみづくり】

人口減少や少子高齢化による地域の担い手不足と地域コミュニティの脆弱化に対応するため、行政が中心的担い手となりコミュニティセンターの運営を通して地域課題の解決に取り組み、住民・地域・行政を強い絆でつなぎます。

【住民が参画するしくみづくり】

地域づくり活動への主体的な参加を促進し、みんなで地域を盛り上げ、楽しい活動を通じ地域への愛着心を育み、住民一人ひとりが地域とのつながりを実感できるまちを目指します。

【行財政運営の強化】

地域づくりにおける中心的担い手としての責務を果たすため、信頼される職員の育成や行政事務の効率化、適切な情報発信等による行財政運営の強化を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

他の過疎地域と同様、若年層の流出や出生率の低下・高齢化の進行により、今後の人団減少は避けられない状況にあります。それに伴い、地域における担い手の不足や地域経済の停滞、収益低下による公共交通の維持や公共施設の管理が困難になるなどの課題が顕在化していくことが予想される中で、人口が減少しても一人ひとりが社会における役割を担い、安心して暮らせる持続可能な社会を実現する必要があります。

財政については、景気の低迷や生産年齢人口の減少から税収の増加は見込めません。税の徴収率は高水準で維持しており、適正な課税とともに、徴収率を維持しながら安定的な歳入の確保に努めます。また、区画整理事業や教育施設の適正配置などにより未活用となった公有財産については、積極的に活用、処分を検討していきます。

①人口に関する目標

指標	基準値	目標値（令和12年度）
人口	13,508人 (令和7年10月1日現在の推計人口)	12,949人

②財政力に関する目標

指標	基準値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
財政力指数	0.38	0.51

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画に位置付けられた各事業は、上位計画である「第六次会津坂下町振興計画後期基本計画」と整合性が図られていることから振興計画における内部評価・外部評価、住民満足度調査を用いた検証も活用しながら、毎年度の進捗状況を評価し、確実なP D C Aサイクルの実行を図ります。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画に基づき、住民福祉の向上、行政サービスの確保及び将来的財政負担に備えた財政運営の実現に向け、公共施設等を社会情勢の変化に応じた長期的な視点をもって、更新・複合化・転用及び長寿命化などを計画的に行います。財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置、適正な管理に努めることとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

急速に進展する少子高齢化により生産年齢人口の減少や経済規模の縮小により空き家や空き店舗が増加し中心市街地の空洞化、地域活動の担い手の不足が進んでいます。

当町では空き家バンクの設置により空き家の利活用や各種補助制度を整備するなど移住・定住の促進を進め、またお試し居住用住宅の整備や婚活イベント・移住モニターツアーを実施するなど、まちの魅力を知っていただくことにより交流を促進してきました。

(2) その対策

体験型・参加型の交流を通じて、地域情報、交流イベント情報、空き家・空き店舗など定住関連情報を広く情報発信し、移住定住・二地域居住の促進や交流人口の拡大を図ります。また、老朽化により用途廃止となった公営住宅の土地の分譲など、未利用の町有財産の処分を実施し、土地・住宅の新規取得に対する支援策などにより移住定住の促進に努めます。

さらに、地域おこし協力隊については、協力隊員の受け入れ自体が新規移住者の獲得になることに加え、活動においても地域間交流の活性化に大きく寄与することから、定住・定着を目指した活用を図っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間 交流、人材 育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 【移住・定住】	・交流人口対策事業 移住定住を目的としてイベントの開催や移住フェアへの参加、移住や就農等の体験を希望する方の生活拠点としてお試し住宅を活用し町での暮らし方や移住後の生活をイメージできる環境を整え、交流人口の創出・拡大につなげる。	町	
		・関係人口対策事業 町や地域に興味のある方、関わりのある方を増やすため、SNSの活用や移住フェアへの参加等を行い、より多くの方々と継続的なつながりが持てる取り組みを図る。		

	<p>・定住人口対策事業 町外からの転入者数の増加と、町内からの転出者数の減少を目的に、住宅取得支援事業や空き家の利活用事業などの補助制度を整備する。</p> <p>・地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊として担い手不足分野への従事、活動 PR 等を行い、地域振興事業の発展を目指し、卒隊後の地域への定住・定着を図る。</p> <p>・結婚支援事業 婚姻に伴う新生活を経済的に支援し、負担の軽減を図る。また、若者の出会いの場を創出し、結婚意欲の高揚を図る。</p>	町	
	<p>・若者による地域づくり推進事業 若者が地域(まち)づくり活動を実践し、将来の地域(まち)づくりに積極的に係わることができる仕組みを構築する。</p>	町	
【人材育成】			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当施設がありません。
会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 産業

産業の振興を図り、安定した雇用の場と所得を確保していくことは、地域の中心的な担い手となる若年層の流出を防ぎ、持続可能な地域社会を形成する上で重要な課題となります。

このため、多様な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野への進出など、情報化の進展に対応した情報関連産業や高齢社会に対応した新規産業の創出、地産地消を推進していく必要があります。

イ 農林業

農業については、本町の基幹産業であり、主な形態は、米を主体として野菜・花卉を組み合わせた複合型が主軸をなしています。近年では法人や大規模経営者への農地の集約化が進んできているものの、全体的には農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地が顕在化する傾向にあり、鳥獣による農作物への被害が増加しています。また、様々な物価高騰の影響により近年は米価も上昇傾向にあるものの、肥料などの資材費も高騰していることから、安定した農家所得の見通しを立てることが出来ず、本町農業の振興は一層厳しさを増しています。このようなことから、農業生産基盤の整備を進めながら農用地の高度利用や流動化に努めるとともに、水稻を中心とした農業経営から高収益園芸作物を中心とした農業経営への転換を推進し、新規就農者の受け入れ体制の整備、認定農業者の確保、水田農業における担い手グループ、農業法人の育成など担い手対策を積極的に推進する必要があります。また、本町の自然的、社会的条件をいかした流通販売体制の確立や契約栽培の推進を図り、高付加価値型農業の推進と絆を結ぶ豊かな農業・農村を創造していくなければなりません。

林業については、伐採後の再造林を進めるとともに、病害虫等から森林を保全する取り組みを進めていく必要があります。

ウ 地場産業

地場産業の振興については、地域資源をいかした生産・加工・販売の連携により人材の育成に努めるとともに、観光産業とのタイアップ等を考慮しながら売れるふるさと産品づくりを推進し、地域で生産される農産物や特産品等を道の駅や姉妹都市と連携して流通販売していく必要があります。

エ 企業誘致

企業誘致については、会津西部地域の中核都市としてより一層の経済の活性化を目指すために、労働力流出を防ぐばかりでなく、地域住民に魅力ある新たな雇用の場を確保する必要があるため、既存企業の支援・業務拡大と積極的な企業誘致活動を展開していく必要があります。

才 商業

商業については、町の中心市街地において空き店舗や空き地が目立つようになっており、空洞化の問題が顕在化してきています。また、商店街における後継者不足の問題等もあり、商工会や中小企業を育成・支援していくとともに、小売業の活性化を目指した起業支援や空き店舗の活用、賑わい創出の仕組みづくりが必要です。また、役場庁舎の移転に伴い発生する跡地の有効的な活用方法の検討が必要です。

カ 観光

観光については、本町の大きな魅力である祭りを活性化させ、交流人口の増加を図っていく必要があります。また、近隣市町村との連携による広域観光ルートを確立するとともに、本町にある観光資源の魅力の拡大を図っていく必要があります。

主な観光施設の入り込み客数（令和6年実績）		単位（人）
立木観音	60,900	初市大俵引き 18,000
春日八郎おもいで館	3,242	御田植まつり 8,000
		夏まつり 10,000
		秋まつり 15,000
		桜まつり 1,900
		合計 117,042

（2）その対策

ア 産業

産業の振興については、すべての産業において技術力の向上や消費者ニーズの多様化に対応した商品開発による高付加価値化を図り、戦略的なマーケティングを開いていきます。

また、多様な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野への進出などを図り、情報化の進展に対応した情報関連産業や高齢社会に対応した新規産業の創出、地産地消などを図っていきます。

イ 農林業

農業については、人・地域・組織の連携と活性化を促していくとともに、食料自給率の向上や農家所得増大のための生産基盤整備と経営条件の整備強化を積極的に推進し、農地集積による低コスト化や、複合経営により、持続的な農業を行える経営体を育成するとともに、本町の自然的・地理的条件をいかした付加価値の高い農業の充実・強化を図っていきます。

また、農業・農村の機能をいかした地域的な連携を深め、本町農業の中心的な担い手となるべき、認定農業者・新規就農者のみならず、中小規模農家、団塊世代を中心とした定年帰農者等も積極的に支援しながら、担い手の育成・確保に努めてい

きます。

さらに、快適で美しい田園空間を形成するための中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払制度への取り組みにより、豊かな農業・農村環境を保全していくための活動等を推進していきます。

林業については、会津坂下町森林整備計画を策定し本町の森林資源を将来にわたり継続して確保していきます。

ウ 地場産業

地場産業の振興については、地域産業おこし等の原動力となる人材の確保・育成を図り各種物産展・イベント等への出展・即売活動を通して組織の拡充強化を推進します。

また、地場産品を紹介・展示・即売できる道の駅での販売促進により農業所得の向上及び地場産業の振興を図ります。

エ 企業誘致

企業誘致については、本町の持つ豊かな自然環境やアクセスの良い立地条件等を活かし、地域経済の活性化に資する企業に対し誘致活動を行います。また、企業の投資意欲を後押しするため、固定資産税額に対する補助のほか、従業員用住宅やインフラ整備等に対する支援を実施します。

オ 商業

商業については、道の駅からの誘客や交流の拡大により活力と賑わいを創出するとともに、店舗等の魅力の向上、空き店舗の利活用等の各種ソフト施策を展開していきます。また、様々なニーズに対応した商店街づくりのために、商工団体等を積極的に支援していきます。街の中心地である旧役場庁舎跡地を活用し、祭り・イベント等賑わいの拠点となる地域振興施設の整備をしていきます。

カ 観光

観光については、交流人口の増加を目指し、既存の観光施設や祭りの活性化を図ります。また、SNSなどを利用した情報発信に努め誘客を促します。

さらに、近隣市町村と連携した観光資源活用事業による誘客を進めて行きます。また、地域住民によるボランティアガイドの養成を行い、地域文化を付加価値の高い観光資源として活用していきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1)基盤整備 【農業】	・農業生産基盤強化事業 ・ため池等整備事業	町	
		・森林活動・緑化推進事業	町	
	(4)地場産業の振興 【流通販売施設】	・「人の駅・川の駅・道の駅」活用事業	町	
		・見明山活用事業 ・都市公園整備事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 【第1次産業】	・多面的機能支払交付金事業 集落の共同活動を助成することにより、農村地域のコミュニティ維持、水路、農道、農地等の修繕や維持を図る。	町	
		・中山間地域等農業推進事業 中山間地域(6集落)の担い手育成、農業生産活動支援、生産条件の格差是正により、農村環境の改善を図る。	町	
		・担い手育成・確保事業 多様な農業の担い手の育成と確保により、安定的な農業経営の確立を図る。	町	
		・地域計画推進事業 地域計画に基づき、農業・農地の多面的機能の維持、継承と集落農業の担い手育成、確保を図る。	町	
	(9)観光又は レクリエーション	・経営所得安定対策事業 水稻及び畠作物による所得と農業経営の安定化を図る。	町	

	<p>・経営体育成支援事業 安定した農業経営のため、生産基盤(機械整備)の強化を図る。</p>	町	
	<p>・農地利用最適化交付金事業 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動を支援し、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等)を図る。</p>	町	
	<p>・有害鳥獣対策事業 有害鳥獣による農作物被害や人身被害等を防止するため、里山の環境整備、捕獲、被害防除、狩猟者の確保など、総合的な対策を実施する。</p>	町	
	<p>・環境保全型農業直接支払事業 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境負荷低減に配慮した取り組みを支援する。</p>	町	
【商工業】	<p>・街なか賑わい創出事業 空き店舗等を活用した創業支援を推進するとともに、各種団体と連携したイベントの開催など、中心市街地の活性化に向け取り組みを推進する。</p>	町	
	<p>・雇用促進事業 町内既存企業の人材確保に繋がる取組みを展開することで既存企業の経営発展に繋げる</p>	町	
	<p>・中小企業・小規模事業者支援事業 中小企業の経営基盤の強化・安定を図るとともに、創業支援を強化し、地域活性化につなげる。</p>	町	
【企業誘致】	<p>・企業誘致推進事業 近隣自治体等と連携した、企業誘致イベントへの参加、企業訪問により、情報交換をしながら、空き工場を活用するなど、新たな企業の誘致と進出を希望する企業への支援を実施する。</p>	町	

【観光】	・町産業 PR 推進事業 物産を中心とした町の魅力を発信することで、町の知名度向上・イメージアップに繋げ、交流人口や関係人口の増加を図る。	町	
	・観光資源活用事業 会津坂下町の魅力を発信するため、町内観光資源の磨き上げを行い、広域観光団体と連携しながら、交流人口や関係人口の増加を図る。	町	
	・祭り・イベント運営事業 伝統的な祭りを持続・活性化させるとともに魅力的なイベントを実施することにより、町民の町に対する愛着心を造成し、交流人口増加や経済活動の発展を図る。	町 観光物 産協会	
	【その他】 ・ふるさと納税推進事業 ふるさと納税の情報発信、新たな返礼品、ポータルサイトの追加等に積極的に取り組むことで、町の魅力発信、地場産品の振興、自主財源の確保を目指す。	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
会津坂下町全域	製造業、旅館業、農林水産物販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）（3）のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

○都市公園

老朽化が進んでいる施設の安全点検及び遊具等の劣化状況を確認し、診断・点検等を実施し計画的に修繕、更新を実施することにより長寿命化を図ります。

○農業関連施設

日常点検の結果を踏まえ、適時適切な補修・更新等を行なながら長寿命化を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

I C T の飛躍的な進歩によって社会全体におけるデジタル化が進み、今や社会生活や産業活動等のあらゆる場面に組み込まれています。本町でも地域インターネット基盤の整備が進められ、住民サービスの向上が期待されているところです。

今後は、住民がいつでもどこからでも必要な行政サービスを取得・手続きができるよう、行政サービスのオンライン化とサービス拡充に努める必要があります。

また、町民が安心して利用できるよう情報セキュリティの強靭化を図り、安全性と信頼性の確保が求められています。

(2) その対策

行政サービスの向上を図るため、町民のニーズを的確に把握・分析し、誰もが利用しやすいオンライン行政手続きの充実を進めます。また、情報セキュリティに十分配慮し、災害や障害発生時にも対応可能なシステムを構築することで、安定した行政サービスの提供を実現します。さらに、I C T やA I を活用した行政事務の効率化を推進し、より質の高い行政サービスの提供につなげます。

こうした取組により、誰一人取り残されることなく、安心してデジタル化の恩恵を受けられるまちづくりを進めていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域にお ける情報化	(1)電気通信施設等情 報化のための施設 【防災行政用無線施設】 【その他の情報化のた めの施設】	・全国瞬時警報システム整備事業 ・電子計算機整備事業 ・地方税電子化事業 ・地域インターネット整備事業 ・DX 推進事業	町	
	(2)過疎地域持続的発 展特別事業 【デジタル技術活用】	・社会保障・税番号制度事業 個人番号カードの普及・活用により所得 状況や行政サービス需給状況の正確 な把握や、年金や福祉等の申請時の書 類が減る等、行政手続きの簡素化・効 率化を図る。	町	

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報あいづばんげ発行事業 「町民が必要とする情報」と「行政が発信すべき町の施策や事業報告」について、分かりやすく正確に発信する。 	町	
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施策 PR 促進事業 SNS 等を活用し、行政施策や町の様子など様々な情報を即時かつ効果的に発信・拡散させ、町民の生活利便性の向上や観光・物産振興の振興等に寄与する。 	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当施設がありません。会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全府的かつ長期的な視点に基づき整備します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路状況については、町の中心を国道49号が横断し、主要地方道喜多方会津坂下線並びに会津坂下会津高田線が縦断しています。

道路網の整備については、町道は、国道・県道、公共施設や集落を相互に連絡する役割を果たしています。これらの道路は通院、通学など、日常使用する道路であり欠かすことができません。同時に危機管理上や緊急医療、冬期間の維持管理についても考慮しながら町道を整備していく必要があります。

公共交通全般においては、バス・鉄道ともに自家用車の普及や人口の減少により利用者が減少しています。それにより、生活路線バス運行維持のための町の経費負担が増加傾向にあり、鉄道についてもこれまで沿線市町村との連携により存続を図っていましたが、利用者の減少は続き、事業者の経営状況も厳しくなってきています。公共交通は高齢者や免許を返納した方などの交通弱者の大切な移動手段であるため、維持確保は重要な課題であり、今後も積極的な運行維持のための対策を講じていく必要があります。

町道の整備状況（令和7年4月1日現在）

（単位：m、%）

種 別	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
1級	10	31, 295	29, 141	93. 1	29, 569	94. 5
2級	19	34, 078	25, 966	76. 2	32, 200	94. 5
その他	722	288, 769	144, 563	50. 1	208, 847	72. 3
計	751	354, 142	199, 670	56. 4	270, 616	76. 4

(2) その対策

道路網の整備については、こどもや高齢者等の社会的弱者に優しい道路づくりを進めています。国道、主要地方道については、広域的な視点もあることから、会津総合開発協議会等による要望活動を展開し、早期の実現を目指していきます。また、産業の振興や日常生活の基盤を支える町道は、緊急に整備を要する幹線的な町道の改良、舗装、橋りょう整備などを積極的に促進するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょう定期点検を実施し、財政負担の低減・平準化および道路交通の安全の確保を図ります。公共交通については、地域住民の日常生活に欠かすことのできない路線の維持・確保を図るため、コミュニティバスの導入の検討や事業者が運行する広域的・幹線的な路線について支援することで持続可能な公共交通システムの構築を図ります。また、積雪等による影響を考慮した道路の整備や除雪体制の充実を図り、消融雪施設、防雪柵等の施設整備を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 【道路】 【橋りょう】 【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・町道整備事業 ・坂下東第一土地区画整理事業 ・宇内沼越線整備事業(丈助橋) ・橋りょう整備事業 ・除雪対策事業 ・交通安全対策事業 	町	
	(6)自動車等 【自動車】	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪機械整備事業 		
	(9)過疎地域 持 続 的 発 展 特別事業 【公共交通】	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通維持対策事業 こどもから高齢者まで町民誰もが日常生活に支障をきたさないよう、公共交通(路線バス、鉄道、タクシー)の利便性向上や維持に努めるとともに、ダイヤの見直しや各種補助制度を活用し利用促進を図る。 	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○町道・橋りょう

橋りょうは個別計画に基づき点検を行います。

舗装、照明柱等は経年的な劣化に基づく適切な更新年次を設定し、計画的な更新を進めます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

人口減少により水道使用量の減少に伴う料金収入の減少が生じています。一方で、耐用年数を迎える水道施設の更新需要は増加傾向です。清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、水道料金の適正化及び滞納対策の強化に取り組まなければなりません。また、漏水している給配水管や老朽化している施設の更新、修繕、耐震化などについても施設の更新需要と財政状況を勘案し効率的に実施していく必要があります。

イ 汚水処理施設

本町の公共下水道事業は、集合処理計画区域では公共下水処理施設が整備中であり、農業集落排水処理施設は整備が完了しました。集合処理区域外については合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を導入し、公衆衛生の向上に取り組んでいきます。

公共下水道事業や農業集落排水事業により整備された処理施設は、多くが供用開始から30年以上が経過し、更新・修繕時期を迎えていたため、施設の統廃合を含めた修繕計画を策定し、経費削減を図り健全経営に取り組む必要があります。

公共下水道水洗化状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
供用開始区域内人口（人）	3, 967	3, 898	4, 073	4, 252
水洗化人口（人）	2, 962	2, 931	3, 010	3, 066
水洗化率（%）	74.7	75.2	73.9	72.1

年 度	令和5年度	令和6年度
供用開始区域内人口（人）	4, 228	4, 381
水洗化人口（人）	3, 061	3, 130
水洗化率（%）	72.4	71.4

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理体制は、定期的に収集し、会津若松地方広域市町村圏整備組合の環境センターにおいて焼却・破碎・埋め立て処分をしています。令和8年度より稼働する新焼却炉については、将来の人口減少を見据え焼却能力を抑えたものになっており、令和4年に建設した最終処分場についても延命を図っていかなければならないことから、さらなるごみの減量化とリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

エ 消防・救急施設

消防施設については、老朽化も進んでいることから、施設の修繕・撤去を年次計画で実施し、安全の確保を行っていく必要があります。また、消火栓については住宅地域の拡大に対応する必要があり、消防車庫・屯所についても、行政区の集会所を併用しているところや、消防団員の待機所として確保されていないところもあります。また、消防ポンプも耐用年数を経過し更新の時期を迎えており、広域的な消防防災体制及び救急搬送体制の充実強化並びに救急搬送における地域間格差の縮小を図っていく必要があります。

消防施設の整備状況

(令和7年3月31日現在)

消防屯所	54カ所	消防車庫	62カ所	消火栓	372基
防火水槽	146カ所	消防ポンプ自動車	7台	積載車	15台
小型動力ポンプ	54台				

オ 住環境

住環境については人口の減少に伴い、空き家が増加しており、景観上の問題や倒壊のおそれのある危険空き家が問題となっており、対策が必要となっています。

公営住宅については、平成22年度に完成した中岩田南団地8号棟の建設をもって整備を終了しました。今後は、現在ある公営住宅の補修工事等を継続的に行っていく必要があります。また、老朽化し新規入居を停止している公営住宅については、処分及び今後の跡地の利活用について検討する必要があります。

公営住宅の整備状況

(令和7年3月31日現在)

団地名	構造	年度	管理戸数
台ノ下団地	簡平	昭和40～43	100
古町川尻団地	中耐	昭和51～57	144
中岩田団地	木二、簡二、中耐	昭和45～48、平成12～14	36
中村団地	簡平	昭和44、48、50	16
新中村団地	木二	昭和62	2
新中岩田団地	木二、中耐	昭和58～61	54
中岩田南団地	木二、中耐	平成12～22	50
合計			402

カ 防災拠点施設

本来、防災拠点施設として災害対策本部機能を担うべき役場庁舎は老朽化が進み、平成8年度に実施された耐震診断においても極めて危険な建物との診断を受けています。そのため、災害時の防災拠点として機能させるためにも新庁舎の建設が急務となっています。

キ 公共施設の適正化

現在2箇所の小学校が廃校後、利用していない状況です。建物が老朽化していることから災害発生時の倒壊などによる被害の恐れがあります。また、窓ガラスを割られる被害や不法侵入などが発生しており、防犯上の問題も抱えているため早急に対応しなければなりません。

(2) その対策

ア 水道施設

中長期的な財政収支に基づき、施設の改修や更新等を計画的に実施することにより、自然災害が発生した場合でも被災を最小限に抑え、迅速に復旧できる強靭な施設整備に努めます。

また、安全で安心な水道水を供給するため、老朽化した管路の更新や漏水防止及び修繕を積極的に執行し、有限な水資源の利用に努めます。

イ 汚水処理施設

水洗化率の向上を図るため下水道への接続促進に努めつつ、施設などの適正な維持管理に努め長寿命化や耐震化の改修や更新を計画的に進めるとともに、施設の統合も視野に入れた計画を策定し効率的な運営に努めます。

また、集合処理計画区域外の汚水処理を促進するため、合併処理浄化槽の設置等における費用の支援を行います。

ウ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、ごみ減量化の推進のために、積極的に4R運動を展開し住民の意識の高揚を図り、食育と連携し、廃棄物の再資源化、自家処理の推進を図っていきます。

エ 消防・救急施設

消防施設については、住宅地の拡張に併せて消火栓の新設を図っていきます。また、消防車庫・屯所は、消防活動の拠点となる施設であるため、年次計画により老朽化した箇所から整備を進めるとともに、老朽化した火の見櫓の撤去とホース乾燥塔の新設、耐用年数を経過した消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ等についても、年次計画により整備を進め消防力の充実強化を図っていきます。

オ 住環境

空き家については、行政区などを通じた危険空き家の把握に努め、空き家管理条例に基づいた所有者への働きかけ、啓発活動、取り壊しなどを行うことにより周囲の住環境の悪化を未然に防止します。

また、公営住宅について、老朽化した住宅の除却を進め、跡地を民間へ売却する

ことなどにより土地利用の推進を図ります。

カ 防災拠点施設

災害時の防災拠点施設としての機能を備えた耐震性能の高い新庁舎を建設し、町民が安心・安全に生活できる環境を整えます。

キ 公共施設の適正化

定期的な点検により現状把握に努めるとともに、防犯、土地有効活用の観点等から計画的な撤去を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の整備	(1)水道施設 【上水道】	・上水道施設整備事業	町	
	(2)下水処理施設 【公共下水道】 【農村集落排水施設】 【その他】	・公共下水道整備事業 ・農業集落排水施設維持管理事業 ・用排水路整備事業 ・都市下水路事業	町	
	(4)火葬場	・会津西部斎苑運営事業	町	
	(6)公営住宅	・町営住宅改修事業 ・町営住宅管理事業	町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 【生活】	・農村無給水地区整備補助事業 上水道未整備地区の住民が安心・安全な 水を利用出来るよう、浄水器設置やポンプ 更新等に対し、経費の一部を補助する。ま た、安心安全な飲料水の供給について制 度を構築する。 ・消費者行政活性化事業 悪徳商法などのトラブルに巻き込まれない よう、広報活動を行うとともに、初期対応や 専門相談窓口の案内を行う。	町	

	<p>・合併処理浄化槽設置整備事業 生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止及び水質向上、並びに公衆衛生の向上につなげるため、公共下水道事業・農業集落排水事業区域を除いた地域の合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付する。</p>	町	
【環境】	<p>・廃棄物減量化・再資源化推進事業 第2次ごみ処理基本計画を踏まえ、行政・住民・事業者それぞれが一体となった廃棄物の適正処理に取り組み、4R運動の推進とさらなる廃棄物の減量化を図る。</p>	町	
	<p>・廃棄物処理収集事業 ごみ収集カレンダー、分別早見表の作成・配布を行い、適正な可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集、処理を実施する。</p>	町	
	<p>・環境美化推進事業 環境美化推進委員が中心となり、不法投棄監視パトロール等実施し、発見した不法廃棄物の回収、分別、処分を行う。また、カラス対策として、自治会に対し、レーザーポイントや高圧洗浄機の貸出を行うなど、住環境の美化に取り組む。</p>	町	
【危険施設撤去】	<p>・空き家対策事業 空き家条例に基づき空き家対策に取り組み、管理不全空き家への助言や指導を行い、適正管理や取り壊しにより、空き家周囲の環境悪化を防止する。</p>	町	
【防災・防犯】	<p>・木造住宅等安全対策促進事業 地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進する。</p>	町	

	<p>・防災組織の育成</p> <p>町消防団の育成強化と団員の確保に努めるとともに、初動体制の確保のため、火災時における初期消火や後方支援の新たな体制整備を検討する。また、地域の自主防災体制強化を図るため、自主防災組織の立ち上げを支援する。</p>	町	
(8)その他	<p>・役場新庁舎建設事業</p> <p>災害時の防災拠点施設として機能する役場新庁舎を建設する。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○上水道施設

定期的な点検、漏水調査の実施により破損個所や劣化状況を把握し、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新を実施し、長寿命化に取り組みます。

○下水道施設

施設機能を長期的に維持できるよう、定期的な点検・調査の実施により破損状況や劣化状況を把握し、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新を実施し、長寿命化に取り組みます。

○消防施設

日常点検を基本として状況に応じた補修等を実施します。また、屯所の更新については、計画的な更新を進めます。

○公営住宅

効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的な修繕を実施し長寿命化を図ります。また、老朽化により廃止が決定している公営住宅については、計画的な撤去を進めます。

○役場庁舎

災害時の防災拠点としての多くの機能が求められるため、最優先に更新を図るべき施設と位置づけます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童・障がい者福祉

子育てを取り巻く環境は、出生率の低下による子育て世帯の減少や地域とのつながりの希薄化等により大きく変化し、子育てに孤立感などの不安を抱える世帯も見受けられます。

また、共働き世帯の増加や家族構成の少人数化、就労形態の多様化により就労と育児・家事との両立するための負担が大きくなっています。保育に対する需要の増加やニーズの多様化が進んでいます。

このため、少子化による人口減少に歯止めをかけるためには、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの健やかな成長に喜びや生きがいを感じることができるように、行政による子育て支援の拡充とともに、地域の協力が必要です。さらに、妊娠・出産から子育て期をはじめ、ライフステージを通した切れ目がない継続的な支援を行い、子どもを安心して産み育てられる環境の整備や支援のあり方が求められています。

障がい者福祉については、障害者手帳所持者の数は減少傾向にありますが、訪問系、日中活動系、居住系などの福祉サービスの利用者数は年々増加しており、需要が高まっています。また、重度化・高齢化に伴い、「親亡き後」の要支援者への支援体制の整備が課題となっており、地域の実情に応じたサービス提供の仕組みづくりが求められています。

保育所の在所者数

(令和7年5月1日現在)

年齢	0歳	1歳	2歳	合計
在所者数	7	14	34	55
学級数	1	2	2	5
待機者数	0	0	1	1

小規模保育施設の在所者数

(令和7年5月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	合計
えくぼ遊育園	2	3	9	14
もみの木保育園	2	7	7	16
ばんびはうす	4	7	6	17
計	8	17	22	47

イ 高齢者福祉

町の人口は減少している一方で高齢者数は増加しており、高齢化率は年々増加しています。今後、高齢者単独世帯や高齢者のみの世帯の増加、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれることから、介護サービスの需要は今後もさらに増加すると

考えられます。そのため、介護予防を進めるとともに、高齢者を支える体制づくりが重要です。

(2) その対策

ア 児童・障がい者福祉

児童福祉については、放課後児童クラブ事業の拡充、乳幼児通園支援事業の実施、子育て親子の交流等を行う地域子育て支援施設におけるペアレントトレーニング事業の実施など、地域の実情と多様なニーズに対応したサービスを提供します。少子化の動向を見据えながら適正な規模の保育施設の運営と施設のあり方を模索するとともに、地域と一緒に、こどもが健やかに育つことができる環境をつくります。さらに、こども家庭センターには保健師・社会福祉士の資格を有する職員を配置し、子育てに対する不安や悩みの相談や妊娠検査費用の助成をはじめとする経済的負担の軽減など、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を実施し、出生率の向上を目指します。

障がい者福祉については、地域で自立した生活を送れる条件を整備するため、そのニーズに充分配慮しながら各種福祉サービスの充実と誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。また、「親亡き後」に対応するため、居宅支援を地域の実情に応じて整備し、生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制の構築と、基幹相談支援センターを活用し、相談体制の充実と関係機関のネットワークの強化を図ることで、福祉基盤の底上げを目指します。

イ 高齢者福祉

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等であってもさらなる悪化を防止し、地域において自立した生活を送ることができるよう介護予防を推進します。また、心身共に健康で安全な生活を送るため、高齢者が有する豊富な経験・知識・技術をいかした就労の機会の確保を図り、誰もが生きがいを持ち、多様な社会参加活動、学習活動、スポーツレクリエーションなどを行うことができる環境づくりを進め、健康寿命の延伸を図ります。さらに、介護サービスをはじめとする様々な支援を切れ目なく提供していくため、地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターの運営を行っていきます。

加えて、サロン事業を展開することで、高齢者の集いの場を創出し、各種活動により楽しみや生きがいを見出していくことにより、介護予防や認知症予防を図ります。

今後迎える更なる高齢化社会のため、地域住民や高齢者同士が支え合い、高齢者の生きがいのあるまちづくりを目指します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て 環境の確保 、高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉 施設 【保育所】	・児童福祉事業(町立保育所の施設整備)	町	
	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 【児童福祉】	・私立保育所等施設型給付事業 保育サービスと幼児教育を受けられる環境を維持するため、町認可保育施設の安定的な経営を支援する。	町	
		・ファミリーサポート事業 こどもを安心して産み育てられる環境整備のため、保育所・幼稚園・小学校の送迎や一時預かり等、子育て支援が必要な家庭に地域の人々による相互援助活動を行う。	町	
		・放課後児童健全育成事業 放課後及び長期休み中の小学3年生までの児童に対し、適切な遊び及び学びの場を提供し、安全な居場所を確保する。	町	
		・ホームスタート事業 育児不安を抱えた家庭に対しスタッフが訪問し、「傾聴」や「協働」等の活動を通して子育て中の親の心を支える。	町	
		・子育て世帯訪問支援事業 家事・子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭をヘルパーが訪問し、育児・家事の援助や傾聴等を行い諸問題の解決・軽減を図る。	町	
		・養育支援訪問事業 養育支援が必要な家庭に対し、専門職(保健師等)が居宅を訪問し、養育に関する助言等を行うことにより家庭環境改善を図る。	町	
		・産後ケア事業 産婦とその児に対し、産後の疲労回復のため休養の機会を提供し、心身のケアや育児のサポート等を行うとともに、費用の一部及び交通費の助成を行うことで、経済的支援を行う。	町	

	<p>・こども家庭センター事業 全ての妊産婦から子育て世代、こどもに対し切れ目のない一体的な相談支援を行うため、各種子育て支援事業の総合的な調整、運営管理を行う。</p>	町	
	<p>・妊婦等健康診査事業 妊婦健診や新生児聴覚検査、1か月児健康診査を通した異常の早期発見・早期対応、健診費用や交通費の助成等経済的支援を行う。</p>	町	
	<p>・乳幼児健康診査事業 乳幼児健康診査の実施により、疾病や障がい、不適切な養育や虐待などの問題の早期発見と適切な支援に結び付ける。</p>	町	
	<p>・妊婦等伴走型給付金事業 妊婦のための支援給付金事業と妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行う。</p>	町	
	<p>・妊活応援事業 不妊検査に係る費用の一部及び生殖補助医療を受診する際の交通費を助成し、経済的支援を行う。</p>	町	
	<p>・子育て短期支援事業 疾病、事故、冠婚葬祭等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、緊急一時的に母子の保護が必要な場合において、短期入所生活援助(ショートステイ)を行い支援する。</p>	町	
【高齢者・障がい者福祉】	<p>・介護・生活支援の担い手育成事業 介護に携わる方のキャリアアップ支援により人材育成を図るとともに、介護サービス事業所における雇用確保を図り、定住・介護人材の確保を図る。</p>	町	
	<p>・介護予防・生活支援サービス事業 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援を切れ目なく一体的に提供する。また、地域包括ケアシステムの構築による多様なサービス</p>	町	

	を充実することで、介護予防、重度化防止につなげる。		
	・介護予防・地域での支え合い事業 介護予防事業や多様な主体による支え合い事業によって高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるように支援する。	町	
	・在宅医療介護連携推進事業 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。	町	
	・認知症総合支援事業 認知症及びその疑いがある高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の状態に合わせた総合的な支援が行われる体制を構築する。	町	
	・生活支援体制整備事業 高齢者の社会参加促進や日常生活支援の充実・強化を図るため、地域資源の調査、地域の通いの場やサロン活動、支援の担い手の発掘等を行う。	町	
	・成年後見制度利用促進事業 誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、権利擁護や意思決定支援を行うため、成年後見制度の利用を推進する。	町	
	・地域生活支援事業 障がいのある方が持つ能力及び特性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ事業を実施する。また、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、会津西部地域協定締結町村で構成された「基幹相談支援センター」による切れ目のない支援を提供する。	町	
	・地域共生社会推進事業 高齢者、障がい者、こどもなど、世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である地	町	

	域を基盤として、人ととのつながりを育むことにより誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築する。		
【健康づくり】	<p>・健康管理センター活用事業 町民の健康維持及び健康増進のため、施設の利用促進と適正な施設管理・整備を行い、健康診査や特定保健指導の実施、健康づくり教室の開催等を通じ、多くの町民の健康に対する意識の向上を図る。</p>	町	
	<p>・食育推進事業 第4次会津坂下町食育推進計画に基づき、家庭、学校、地域及び府内各部署が連携して、こどもから高齢者まで食に関する知識を身につけ、健康を意識した食習慣の実践に取り組む。</p>	町	
(9)その他	<p>・子育てふれあい交流センター事業 こどもを安心して産み育てられる環境整備のため、子育て支援拠点として、こどもの居場所づくりと合わせて、子育て世代親子の交流、子育てに関する情報提供、子育て相談の場とする。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○健康管理センター

適切な点検の実施により施設の状況に応じた補修等を行い、利用者の安全を確保するための対応を進めます。

○子育てふれあい交流センター

適切な点検の実施により施設の状況に応じた補修等を行い、利用者の安全を確保するための対応を進めます。また、予防保全の考え方により計画的な修繕を実施し長寿命化を図り安心・安全な子育て環境の整備を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療については、急速な社会構造の変化とともに、高齢化社会を迎える病構造にも様々な変化がみられます。死亡原因については悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の三大生活習慣病が上位を占めており、心疾患、脳血管疾患が県・国と比較して高い状況にあります。また、メタボリックシンドロームの人の割合についても高く、運動習慣の無い人の割合も高くなっています。予防対策として様々な健康に関する相談・教育事業を実施するとともに、特定健康診査・がん検診等疾病の早期発見のための検診、様々な予防接種による疾病予防や、健康づくり事業を行っており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また、本町には、12の医療機関があり、診療体制は整備されているものの、医療機関数は減少しているため住民がいつでも安心して医療サービスを受けられるよう総合的かつ体系的な医療体制を確立していく必要があります。

(2) その対策

国保データベースを活用した健康相談・健康教育事業・各種検診・予防接種等の疾病予防と、様々な健康づくりに取り組んでいきます。

また、医療の確保については、医師の高齢化等による引退時の後任確保など新たな課題も生じており、地域に勤務する医師の絶対数が少ない状況下で、安定した医療の提供を図るため隣接市町村との連携を図りながら広域的な医療体制の構築を推進します。また、救急電話相談の活用促進により、医療機関の適正利用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の 確保	(3)過疎地 域持続的發 展特別事業 【その他】	・健康増進事業 健康増進法に基づく効果的な健康づくりの推進のため、住民自らが健康に対する意識を高め、健康を維持・増進すること、検診結果に合わせた個別の保健指導を実施することにより、医療費の削減や健康寿命の延伸につなげる。	町	
		・特定健康診査事業 メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見により適切な医療や生活改善につなげるため特定健康診査の受診率の向上を目指す。		

	<p>・健康診査事業(がん検診) がんの早期発見・早期治療に結びつけるため、がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん)を実施するとともに、受診率向上のため特に若年層を対象に受診勧奨を行う。</p>	町	
	<p>・医療機関・救急医療の充実事業 休日救急医療充実のため両沼郡医師会への負担金支払い。</p>	町	
	<p>・予防接種事業 予防接種の機会を安定的に確保するとともに接種率を向上させ、感染症のまん延を防ぐ。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当がありません。
会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町では、教育基本理念を「生きる喜びを育む教育」と定め、「学びあう」「競いあう」「認めあう」こどもの育成を合言葉に、教育活動の発展・充実に取り組んでいます。一方で、学習指導要領等の改訂を受けた教育活動の見直し、G I G Aスクール構想の推進、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、家庭の子育て環境の変化、さらには学校における働き方改革等、学びを取り巻く環境が刻々と変化する中で、設備や人的体制の充実、学校運営の仕組みの改善等、多様な課題への対応が求められています。学校施設は、教育施設適正配置により統合を進めた結果、現在は中学校1校、小学校2校、幼稚園2園となり適正な規模が確保されています。しかし、特に小中学校では老朽化が進み、修繕個所の増加や設備の更新など、環境改善の必要性が高まっています。また、小中学校の通学手段は路線バスで確保されていますが、人口減少の進行により路線バスの維持が困難となった場合には、代替手段の検討を視野に入れる必要があります。

イ 生涯学習

ライフステージに応じた多様な生涯学習に関するニーズに応えられるよう、生涯学習の情報ネットワークや学習環境・利便性の向上を図っていくことが重要になっています。生涯学習の中核施設として中央公民館があり、7地区全てにコミュニティセンターが設置され、生涯学習を推進する体制が構築されています。現在では、各サークルにおいて高齢化や会員の固定化が進んでおり、新たな参加者の定着を図るために仕組みづくりなどが必要です。

また老朽化していた若宮コミュニティセンターを、テレワークセンターの機能をもった施設へ新設しましたが、その他のコミュニティセンターについても老朽化がみられるため施設の改修が必要になってきています。

幼稚園児童・小学校児童・中学校生徒・学級数 (令和7年5月1日現在)

教育施設	児童生徒数	学級数(普通)	学級数(特支)
坂下南幼稚園	143	7	0
坂下東幼稚園	93	5	0
幼稚園 計	236	12	0
坂下南小学校	332	12	4
坂下東小学校	252	12	4
小学校 計	584	24	8
坂下中学校	332	11	3
中学校 計	332	11	3

(2) その対策

ア 学校教育

本町の「生きる喜びを育む教育」を教育基本理念とした教育活動をさらに発展・充実させるために引き続き、学校教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、英語指導助手等を配置します。

ICT環境については、計画的な更新と活用を進め、学習用端末やネットワーク環境の強化、デジタル教材の活用、校務のDX化を推進するとともに、ICT支援員の活用や、教職員のICT活用力を高める研修により、教育の質を高めつつ、教職員の事務負担軽減や働きやすい環境づくりを進めます。

特別支援教育では、増加する支援学級の児童生徒に対応するため、特別支援教育支援員の配置充実に努めるとともに、特別支援教育アドバイザーを配置し、特別支援教育の質的向上や相談支援体制の充実を図り、すべての子どもが安心して学べる環境を整えます。

学校施設は、計画的に修繕・更新を行うとともに、空調設備の整備や照明のLED化等、時代の要請に応じた施設改善を進め、安全で快適な学習環境を確保します。

また、学校給食センターでは、調理・搬送業務の委託による効率的かつ安定的な学校給食提供体制を維持します。

通学環境については、現在の路線バスによる通学を基本としつつ、人口減少等に伴う運行の縮小・廃止の可能性もある場合は、代替交通手段の検討を進め、安心・安全な通学環境を確保します。

子育て支援については、放課後児童クラブや放課後子ども教室の既存の取組を継続しつつ、保護者の就労形態の多様化に応じて、受け入れ環境の拡充や新たな取組を具体化していきます。

また、学校運営協議会や地域学校協働活動の活性化により、地域の人材に幅広く教育活動に参画していただき、郷土の文化や自然を活かした学びや体験活動を広げることで、こどもたちの郷土愛と地域参画意識を育みます。また、地域と一体となって学校運営を支える取り組みをさらに進め、学校が将来にわたり安定的に運営できる体制を整えます。

イ 生涯学習

中央公民館、各地区コミュニティセンターにおいて、生涯学習の拠点施設として町民の学習要求にあった情報提供を行うことで、より効果的な情報発信に取組みます。また、高齢者や障がいのある方、外国人など様々な方のニーズに対応するため、社会教育人材やICT、デジタルコンテンツの活用により、情報格差の解消も含めた生活に必要な学びを支援します。さらに生涯学習を実施する多様な機関と連携・協力することにより、学習環境の整備や学習情報の提供により人材発掘・育成の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育 の振興	(1)学校教育関 連施設 【校舎】 【その他】	・小学校管理事業 ・中学校管理事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域学校協働活動推進事業 ・小中学校情報教育機器整備事業	町	
	(2)幼稚園	・幼稚園事業(町立幼稚園の施設整備)	町	
	(3)集会施設、体 育施設等 【公民館】 【集会施設】	・公民館運営事業 ・地域コミュニティ施設等整備補助事業 ・地域コミュニティセンター運営事業	町	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 【幼児教育】	・幼稚園通園事業 教育施設適正配置に伴い、通園手段確保のため送 迎バス・タクシーを運行する。	町	
	【義務教育】	・学力向上推進事業 学校教育専門指導員(指導主事)を配置し、基礎学 力向上推進会議等を通して学力の向上はもとより、 心身の健全な発達が図られるよう助言・指導を実施 する。 ・特別支援教育支援員配置事業 児童生徒の個々の学習や学校生活を支援するため 特別支援教育支援員を小学校、中学校に配置する。 また、特別支援教育の質的向上や支援相談体制の 充実を図るため、特別支援教育アドバイザーを配置 する。 ・通学安全対策事業 学校まで遠距離の児童生徒について、バスの定期 券を補助する。また、通学路などの危険箇所の点検 により安全対策を行う。	町	

	<p>・コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業 地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、こどもたちの教育活動のより一層の充実を図る。</p>	町	
	<p>・国際理解・文化交流事業 世界共通言語である英語の学習を通じて異文化理解や表現力を育て、児童生徒の将来の可能性を広げるとともに、ALTの適切な配置と指導方法の工夫により、授業の質的向上を図る。</p>	町	
	<p>・小中学校入学祝金事業 町として児童生徒の入学を祝い、その健やかな成長を願うとともに、子育て世帯を応援する。</p>	町	
	<p>・教育相談機能充実事業 学校・地域・家庭の連携強化を図り、こどもたちが安心して学べる環境をつくるため、スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、学習や生活に関する相談機能の充実を図るとともに、就学前から切れ目がない支援を行うことで誰ひとり取り残さない教育環境を整備する。</p>	町	
	<p>・学校給食センター運営事業 季節に応じた旬の地元食材及び伝統野菜を学校給食に使用し、郷土料理を献立に取り入れ、食材を通して地域を学び地域を愛すること、食することへの感謝の心を育む。</p>	町	
【生涯学習】	<p>・生涯学習推進事業 生涯学習振興計画の理念のもと、住民が生涯を通して学び、一人ひとりがそれぞれの個性を活かすことができる社会の実現のため、すべての世代的人が気軽に学べる環境を整備する。</p>	町	
	<p>・家庭教育・青少年教育推進事業 こどもの健全な成長のための家庭教育と青少年教育の推進により、将来を担うこども・若者が健やかに育つことができるよう取組を行う。</p>	町	
【スポーツ】	<p>・スポーツ振興事業 町民の健康増進のため生涯スポーツの振興普及を図り、健康で明るい社会を構築する。</p>	町	

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動体制整備事業 中学校の部活動の段階的な地域への移行により、地域における中学生の多様な活動につなげる。 	町	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本に親しむ町民をつくる事業 誰もが本に親しむ読書活動を推進するため、図書室の環境整備を行うとともに本と触れ合う機会を創出する事業展開を図る。また、図書システムを導入し、効率的な蔵書管理を行う。 	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○幼稚園・小学校・中学校

点検の適切な実施により施設の状況に応じた補修等を行い、児童・生徒の安全を確保するための対応を進めます。また、予防保全の考え方により計画的な修繕を実施し長寿命化を図り、安心・安全な教育環境の整備を図ります。

○学校給食センター

施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕、更新を実施する事により長寿命化を図ります。

○中央公民館・地区コミュニティセンター

施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕、更新を実施する事により長寿命化を図ります。

○地区集会所等

行政区等の集会所は行政区で管理運営を行うことが原則であるため、行政区による定期的な点検・修繕等を行い、長寿命化を図ります。

○スポーツ施設

施設の劣化状況を把握するための診断・点検等を実施し、計画的に修繕、更新を実施することにより長寿命化を図ります。

○中央公民館図書室

定期的な点検の実施により施設の劣化を早期に発見し、適切な対応を進めます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、82行政区から成り立っていますが、その一部は山間部に点在しています。集落は、一定の地理的、社会的条件のもとに形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきました。このため、集落の整備にあたっては、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮しながら整備を進めていく必要があります。

また、人口減少と高齢化が進んだ集落においては、その機能の低下が大きな課題であり、担い手不足から集落自らの取り組みだけでは集落機能の維持・活性化が困難なところもあります。さらに、一部の小規模集落においては、この傾向が顕著に表れ、担い手不在による集落の共同活動の停止や伝統文化の衰退がはじまっています。

のことから、集落の課題把握やネットワークづくりを支援し、集落内及び集落間の住民の連帯感を深め、少ない担い手でも集落機能の維持や活性化が図られる取り組みを町民及び関係機関と協働で行うことが必要です。

土地については、本町の地籍調査の進捗率は令和6年度末時点で、62.40%となっています。境界や地籍の明確化がされていないことにより境界紛争の原因や土地取引の支障となる恐れがあることから早急な地籍調査の実施が急務となっています。

(2) その対策

集落の持続的な維持・活性化を図るため、地域づくり協議会を中心に住民参加型の維持管理体制を構築し、地域の課題解決に向けての取組につなげることにより、活力があり、安心・安全で誇りの持てる地域コミュニティの再構築を図ります。そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を町民と共有し、持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。担い手不足により集落機能の維持が困難な場合においては、集落の存続とそこに暮らす町民の生活の質の維持が図られるよう、新たな担い手の確保、デジタル技術の活用による負担軽減、近隣集落との連携などの集落の実情に合わせ、関係機関と連携し支援策を講じます。

また、地籍調査を実施し、土地境界や所有関係を明確にすることで、集落整備に伴う道路・排水・公共施設の配置計画の精度を高め、効率的かつ適正な整備を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 【集落整備】	<p>・地域づくり推進事業</p> <p>地域づくり協議会やまちづくり団体等が実施する地域の活性化や地域のにぎわい創出、地域の課題解決に寄与する事業に対して補助金等の交付やSNS等によるPRなどの支援をすることで地域づくり活動を推進する。</p>	町	
		<p>・地域づくり情報受発信事業</p> <p>集落座談会を中心とした懇談会を開催することにより、広く地域住民の声を受け止め地域課題の的確な把握に努め、地域の課題解決のための情報を効果的に発信する仕組みの構築を進める。</p>	町	
		<p>・アダプト制度推進事業</p> <p>環境美化に対する意識の高揚と、道路、公園、河川等、身近な公共空間の環境美化活動を行う町民に対し、行政が支援する取り組みにより、「協働のまちづくり」の推進を図る。</p>	町	
		<p>・地籍調査事業</p> <p>国土調査法に基づき、地籍、土地境界の明確化を図る。中村、牛川第3地区、勝方地区の登記認証を実施していく。</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当がありません。

会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全序的かつ長期的な視点に基づき整備します。

行政区ごとの人口、世帯数、高齢化率

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
古坂下	1,045	419	27.75%
上町	133	70	42.86%
桜木町	652	266	26.99%
緑町	450	241	44.00%
本町	90	47	46.67%
橋本	175	83	42.29%
仲町	90	40	58.89%
小原	67	32	53.73%
新栄町	535	235	24.49%
茶屋町	586	305	31.23%
柳町	460	208	32.83%
諏訪町	196	102	44.90%
鉄砲町	428	165	18.69%
新町	1,167	515	32.31%
新富町	490	208	28.78%
坂下地区計	6,564	2,936	31.64%

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
牛沢	364	142	45.88%
蛭川	53	23	54.72%
勝方	215	82	44.19%
大村	79	36	55.70%
樋渡	129	46	45.74%
水島	41	14	60.98%
大江	137	48	38.69%
沖	61	23	49.18%
羽林	161	47	28.57%
矢ノ目	98	33	39.80%
上金沢	64	17	40.63%
金沢	126	39	34.13%
上新田	42	12	30.95%
中新田	15	6	40.00%
中村	191	75	36.65%
原	128	59	44.53%
若宮地区計	1,904	702	42.12%

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
福原	214	72	40.65%
金上	237	79	40.51%
樋口分	16	8	56.25%
太田谷地	36	14	30.56%
村田	231	87	38.96%
村田新田	20	10	55.00%
履形	37	11	40.54%
海老沢	38	15	55.26%
細工名	66	23	48.48%
東原	144	47	43.06%
新村	27	10	37.04%
新開津	113	40	43.36%
中開津	72	27	44.44%
上開津	101	36	47.52%
金上地区計	1,352	479	42.38%

(R 7.1.1現在 住民基本台帳人口による)

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
青木	284	111	49.30%
青津	230	86	43.48%
沼越	141	52	49.65%
立川	163	60	49.69%
五香	223	70	41.26%
御池田	204	73	47.06%
三谷	119	39	39.50%
中政所	186	66	45.16%
和泉川原	45	19	60.00%
下政所	54	20	44.44%
西青津	48	15	47.92%
広瀬地区計	1,697	611	46.20%

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
八日沢	159	60	43.40%
見明	121	41	38.02%
大上	124	48	50.00%
宇内	192	78	48.96%
津尻	69	30	55.07%
長井	163	64	47.24%
袋原	51	19	43.14%
川西地区計	879	340	46.42%

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
塔寺	417	207	51.80%
塔寺二区	45	20	44.44%
氣多宮	110	52	48.18%
新館	167	58	48.50%
杉	108	44	57.41%
船窪	64	19	42.19%
大沢	76	27	36.84%
和泉	57	20	40.35%
朝立	80	29	46.25%
平井	59	24	52.54%
八幡地区計	1,183	500	48.86%

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
窪倉	64	24	48.44%
津	49	23	57.14%
舟渡	143	52	44.76%
片門	125	52	55.20%
洲走	29	10	51.72%
赤城新田	1	1	100.00%
天屋	84	29	41.67%
本名	67	28	56.72%
杉山	76	31	42.11%
高寺地区計	638	250	49.06%

行政区名	人口	世帯数	高齢化率
町合計	14,217	5,818	38.93%

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域の自立を図っていくためには、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らせることが重要です。

本町には、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等が数多く残されており、町民がこれらを再認識し、その保存、伝承を図っていくことは、町民の地域への

「誇り」や「郷土愛」につながるものであることから、地域における文化の振興を図るとともに、地域資源をいかした個性豊かで魅力的な地域づくりが求められています。

豊富な知識と経験を持つ高齢者等から次世代に継承される中で地域文化が育まれますが、人口減少や地域文化への興味関心の希薄化により後継者の育成が課題となっています。また、地域住民が芸術文化に身近なところで触れ親しめるよう、五浪美術記念館等を活用し美術鑑賞などの機会の充実が求められています。さらに、地域の豊かな自然や美しい景観、伝統的な行事や祭りなどの資源をいかした文化振興によって、人と人とのきずなを強め、心と心が通い合う地域づくりを進めることが重要です。

(2) その対策

地域文化の継承及び発展が重要であることから、時代の変化に即した取り組みを講じ、地域に愛着のある後継者を育成してその継承に努めます。この他、町史等の編さんを進め、町の歴史と文化の継承につなげます。また、地域における文化活動の促進と発表機会の拡充を図るため、文化施設の機能充実に努めます。

本町には日本の文化、歴史を物語るうえでも重要な国・県・町指定史跡の他、それに準じる重要遺跡が多数存在しています。これを学習の場として、整備活用を進めることで町民の文化的な生活の向上に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 【地域文化振興施設】 【その他】	・埋蔵文化財センター活用事業 ・五浪美術記念館活用事業 ・歴史の道維持・管理事業 ・指定文化財保存調査事業 ・遺跡発掘調査事業	町	

	(2)過疎地域持続的発展特別事業 【地域文化振興】	<p>・町史編さん事業 町史編さんにより歴史文化の保存伝承を図るため、基礎資料となる各種資料の調査、収集、整理を行う。</p> <p>・文化財保存活用地域計画策定事業 令和9年度の国の認定に向け令和8年度までに文化財保存活用地域計画を策定する。</p>	町	
--	------------------------------	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○埋蔵文化財センター

町文化財の整理・展示等を行い、文化財を保存・継承するための施設として今後も必要となります。そのため、会津坂下町公共施設等総合管理計画に沿って、定期的な点検、改修による長寿命化に取り組みます。

○五浪美術記念館

郷土芸術家の作品を保存・展示することが町の文化振興に必要であります。そのため、会津坂下町公共施設等総合管理計画に沿って、定期的な点検、改修による長寿命化に取り組みます。

1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

森林から産出される木材は建材や貴重なエネルギー資源としてその活用が期待されるほか、太陽光、木質バイオマスなど、多様な自然環境を活用した再生可能なエネルギーの活用が期待されています。

このため、それぞれの地域特性に応じた自然エネルギーを利用するための施設等の整備や多様な主体との連携などにより、環境負荷の軽減を図り、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環により活力ある地域社会を築いていく必要があります。

(2) その対策

地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を図るため、「会津坂下町地球温暖化対策実行計画」に基づき、太陽光発電、木質バイオマス熱利用等を目的とした施設等の整備を進めます。また、事業者、教育機関、NPO等民間団体、行政など多様な主体の連携により、再生可能エネルギーの啓発や普及拡大を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 【再生可能エネルギー利用】	・ゼロカーボン推進事業 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向け、環境教育や啓発活動を実施し、町民の意識向上を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当がありません。

会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 【移住・定住】	<ul style="list-style-type: none"> ・交流人口対策事業 移住定住を目的としてイベントの開催や移住フェアへの参加、移住や就農等の体験を希望する方の生活拠点としてお試し住宅を活用し町での暮らし方や移住後の生活をイメージできる環境を整え、交流人口の創出・拡大につなげる。 ・関係人口対策事業 町や地域に興味のある方、関わりのある方を増やすため、SNS の活用や移住フェアへの参加等を行い、より多くの方々と継続的なつながりが持てる取り組みを図る。 ・定住人口対策事業 町外からの転入者数の増加と、町内からの転出者数の減少を目的に、住宅取得支援事業や空き家の利活用事業などの補助制度を整備する。 ・地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊として担い手不足分野への従事、活動 PR 等を行い、地域振興事業の発展を目指し、卒隊後の地域への定住・定着を図る。 ・結婚支援事業 婚姻に伴う新生活を経済的に支援し負担の軽減を図る。また、若者の出会いの場を創出し、結婚意欲の高揚を図る。 ・若者による地域づくり推進事業 若者が地域(まち)づくり活動を実践し、将来的な地域(まち)づくりに積極的に係わることができることを構築する。 	町	地域の持続的発展に資するもので、効果は一過ではなく将来に及ぶ事業である
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	・多面的機能支払交付金事業 集落の共同活動を助成することにより、農村	町	

	別事業 【第1次産業】	地域のコミュニティ維持、水路、農道、農地等の修繕や維持を図る。 ・中山間地域等農業推進事業 中山間地域(6集落)の担い手育成、農業生産活動支援、生産条件の格差是正により、農村環境の改善を図る。		
		・担い手育成・確保事業 多様な農業の担い手の育成と確保により、安定的な農業経営の確立を図る。	町	
		・地域計画推進事業 地域計画に基づき、農業・農地の多面的機能の維持、継承と集落農業の担い手育成、確保を図る。	町	
		・経営所得安定対策事業 水稻及び畠作物による所得と農業経営の安定化を図る。	町	
		・経営体育成支援事業 安定した農業経営のため、生産基盤(機械整備)の強化を図る。	町	
		・農地利用最適化交付金事業 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動を支援し、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等)を図る。	町	
	【商工業】	・有害鳥獣対策事業 有害鳥獣による農作物被害や人身被害等を防止するため、里山の環境整備、捕獲、被害防除、狩猟者の確保など、総合的な対策を実施する。	町	
		・環境保全型農業直接支払事業 環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境負荷低減に配慮した取り組みを支援する。	町	
		・街なか賑わい創出事業 空き店舗等を活用した創業支援を推進するとともに、各種団体と連携したイベントの開催など、中心市街地の活性化に向け取り組みを推進する。	町	

		・雇用促進事業 町内既存企業の人材確保に繋がる取組みを展開することで、既存企業の経営発展に繋げる。	町	
		・中小企業・小規模事業者支援事業 中小企業の経営基盤の強化・安定を図るとともに、創業支援を強化し、地域活性化につなげる。	町	
	【企業誘致】	・企業誘致推進事業 近隣自治体等と連携した、企業誘致イベントへの参加、企業訪問により、情報交換しながら、空き工場を活用するなど、新たな企業の誘致と進出を希望する企業への支援を実施する。	町	
	【観光】	・町産業 PR 推進事業 物産を中心とした町の魅力を発信することで、町の知名度向上・イメージアップに繋げ、交流人口や関係人口の増加を図る。	町	
		・観光資源活用事業 会津坂下町の魅力を発信するため町内観光資源の磨き上げを行い、広域観光団体と連携しながら交流人口や関係人口の増加を図る。	町	
	【その他】	・祭り・イベント運営事業 伝統的な祭りを持続・活性化させるとともに魅力的なイベントを実施することにより、町民の町に対する愛着心を造成し、交流人口増加や経済活動の発展を図る。	町	
		・ふるさと納税推進事業 ふるさと納税の情報発信、新たな返礼品、ポータルサイトの追加等に積極的に取り組むことで、町の魅力発信、地場産品の振興、自主財源の確保を目指す。	町	
3. 地域の おける情報 化	(2)過疎地域 持続的発展特 別事業 【デジタル技術 活用】	・社会保障・税番号制度事業 個人番号カードの普及・活用により所得状況や行政サービス需給状況の正確な把握や、年金や福祉等の申請時の書類が減る等、行政手続きの簡素化・効率化を図る。	町	
		・広報あいづばんげ発行事業	町	

		「町民が必要とする情報」と「行政が発信すべき町の施策や事業報告」について、分かりやすく正確に発信する。		
		・行政施策 PR 促進事業 SNS 等を活用し、行政施策や町の様子など様々な情報を即時かつ効果的に発信・拡散させ、町民の生活利便性の向上や観光・物産振興の振興等に寄与する。	町	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 【公共交通】	・公共交通維持対策事業 子どもから高齢者まで町民誰もが日常生活に支障をきたさないよう、公共交通(路線バス、鉄道、タクシー)の利便性向上や維持に努めるとともに、ダイヤの見直しや各種補助制度を活用し利用促進を図る。	町	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 【生活】	・農村無給水地区整備補助事業 上水道未整備地区の住民が安心・安全な水を利用出来るよう、浄水器設置やポンプ更新等に対し、経費の一部を補助する。また、安心安全な飲料水の供給について制度を構築する。 ・消費者行政活性化事業 悪徳商法などのトラブルに巻き込まれないよう、広報活動を行うとともに、初期対応や専門相談窓口の案内を行う。	町	
		・合併処理浄化槽設置整備事業 生活環境の改善と公共水域の水質汚濁防止及び水質向上、並びに公衆衛生の向上につなげるため、公共下水道事業・農業集落排水事業区域を除いた地域の合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付する。	町	
	【環境】	・廃棄物減量化・再資源化推進事業 第2次ごみ処理基本計画を踏まえ、行政・住民・事業者それぞれが一体となった廃棄物の適正処理に取り組み、4R運動の推進とさらなる廃棄物の減量化を図る。	町	
		・廃棄物処理収集事業 ごみ収集カレンダー、分別早見表の作成・配布を行い、適正な可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の収集、処理を実施する。	町	

		<p>・環境美化推進事業 環境美化推進委員が中心となり、不法投棄監視パトロール等実施し、発見した不法廃棄物の回収、分別、処分を行う。また、カラス対策として、自治会に対し、レーザーポインターや高圧洗浄機の貸出を行うなど、住環境の美化に取り組む。</p>	町	
	【防災・防犯】	<p>・空き家対策事業 空き家条例に基づき空き家対策に取り組み、管理不全空き家への助言や指導を行い、適正管理や取り壊しにより、空き家周囲の環境悪化を防止する。</p>	町	
		<p>・木造住宅等安全対策促進事業 地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進する。</p>	町	
		<p>・防災組織の育成 町消防団の育成強化と団員の確保に努めるとともに、初動体制の確保のため、火災時における初期消火や後方支援の新たな体制整備を検討する。また、地域の自主防災体制強化を図るため、自主防災組織の立ち上げを支援する。</p>	町	
	【その他】	<p>・役場新庁舎建設事業 災害時の防災拠点施設として機能する役場新庁舎を建設する。</p>	町	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 【児童福祉】	<p>・私立保育所等施設型給付事業 保育サービスと幼児教育を受けられる環境を維持するため、町認可保育施設の安定的な経営を支援する。</p>	町	
		<p>・ファミリーサポート事業 子どもを安心して産み育てられる環境整備のため、保育所・幼稚園・小学校の送迎や一時預かり等、子育て支援が必要な家庭に地域の人々による相互援助活動を行う。</p>	町	

	<p>・放課後児童健全育成事業 放課後及び長期休み中の小学 3 年生までの児童に対し、適切な遊び及び学びの場を提供し、安全な居場所を確保する。</p>	町	
	<p>・ホームスタート事業 育児不安を抱えた家庭に対しスタッフが訪問し、「傾聴」や「協働」等の活動を通して子育て中の親の心を支える。</p>	町	
	<p>・養育支援訪問事業 養育支援が必要な家庭に対し、専門職(保健師等)が居宅を訪問し、養育に関する助言等を行うことにより家庭環境改善を図る。</p>	町	
	<p>・産後ケア事業 産婦とその児に対し、産後の疲労回復のため休養の機会を提供し、心身のケアや育児のサポート等を行う。</p>	町	
	<p>・こども家庭センター事業 全ての妊産婦から子育て世代、子どもに対し切れ目のない一体的な相談支援を行うため、各種子育て支援事業の総合的な調整、運営管理を行う。</p>	町	
	<p>・妊婦等健康診査事業 妊婦健診や新生児聴覚検査、1か月児健康診査を通した異常の早期発見・早期対応、健診費用や交通費の助成等経済的支援を行う。</p>	町	
	<p>・乳幼児健康診査事業 乳幼児健康診査の実施により、疾病や障がい、不適切な養育や虐待などの問題の早期発見と適切な支援に結び付ける。</p>	町	
	<p>・妊婦等伴走型給付金事業 妊婦のための支援給付金事業と妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行う。</p>	町	
	<p>・妊活応援事業 不妊治療を希望する方に対し、不妊検査に係る費用の一部を支援する。</p>	町	

【高齢者・障がい者福祉】	・子育て短期支援事業 疾病、事故、冠婚葬祭等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、緊急一時的に母子の保護が必要な場合において、短期入所生活援助(ショートステイ)を行い支援する。	町	
	・介護・生活支援の担い手育成事業 介護に携わる方のキャリアアップ支援により人材育成を図るとともに、介護サービス事業所における雇用確保を図り、定住・介護人材の確保を図る。	町	
	・介護予防・生活支援サービス事業 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしれるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援を切れ目なく一体的に提供する。また、地域包括ケアシステムの構築による多様なサービスを充実することで、介護予防、重度化防止につなげる。	町	
	・介護予防・地域での支え合い事業 介護予防事業や多様な主体による支え合い事業によって高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるように支援する。	町	
	・在宅医療介護連携推進事業 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。	町	
	・認知症総合支援事業 認知症及びその疑いがある高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の状態に合わせた総合的な支援が行われる体制を構築する。	町	
	・生活支援体制整備事業 高齢者の社会参加促進や日常生活支援の充実・強化を図るため、地域資源の調査、地域の通いの場やサロン活動、支援の担い手の発掘等を行う。	町	

	<p>・成年後見制度利用促進事業 誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、権利擁護や意思決定支援を行うため、成年後見制度の利用を推進する。</p>	町	
	<p>・地域生活支援事業 障がいのある方が持つ能力及び特性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ事業を実施する。また、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、会津西部地域6町村で構成された「基幹相談支援センター」による切れ目のない支援を提供する。</p>	町	
	<p>・地域共生社会推進事業 高齢者、障がい者、子どもなど、世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である地域を基盤として、人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築する。</p>	町	
【健康づくり】	<p>・健康管理センター活用事業 町民の健康維持及び健康増進のため、施設の利用促進と適正な施設管理・整備を行い、健康診査や特定保健指導の実施、健康づくり教室の開催等を通じ、多くの町民の健康に対する意識の向上を図る。</p>	町	
	<p>・食育推進事業 第4次会津坂下町食育推進計画に基づき、家庭、学校、地域及び庁内各部署が連携して、子どもから高齢者まで食に関する知識を身につけ、健康を意識した食習慣の実践に取り組む。</p>	町	
	<p>【その他】</p> <p>・子育てふれあい交流センター事業 子どもを安心して産み育てられる環境整備のため、子育て支援拠点として、子どもの居場所づくりと合わせて、子育て世代親子の交流、子育てに関する情報提供、子育て相談の場とする。</p>	町	

7. 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 【その他】	・健康増進事業 健康増進法に基づく効果的な健康づくりの推進のため、住民自らが健康に対する意識を高め、健康を維持・増進すること、健診結果に合わせた個別の保健指導を実施することにより、医療費の削減や健康寿命の延伸につなげる。	町
		・特定健康診査事業 メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見により適切な医療や生活改善につなげるため特定健康診査の受診率の向上を目指す。	町
		・健康診査事業(がん検診) がんの早期発見・早期治療に結びつけるため、がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん)を実施するとともに、受診率向上のため特に若年層を対象に受診勧奨を行う。	町
		・医療機関・救急医療の充実事業 休日救急医療充実のため両沼郡医師会への負担金支払い。	町
		・予防接種事業 予防接種の機会を安定的に確保するとともに接種率を向上させ、感染症のまん延を防ぐ。	町
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 【幼児教育】 【義務教育】	・幼稚園通園事業 教育施設適正配置に伴い、通園手段確保のため送迎バス・タクシーを運行する。	町
		・学力向上推進事業 学校教育専門指導員(指導主事)を配置し、基礎学力向上推進会議等を通して学力の向上はもとより、心身の健全な発達が図られるよう助言・指導を実施する。	町
		・特別支援教育支援員配置事業 児童生徒の個々の学習や学校生活を支援するため特別支援員を小学校、中学校に配置する。	町

【生涯学習】	・通学安全対策事業 学校まで遠距離の児童生徒について、バスの定期券を補助する。また、通学路などの危険箇所の点検により安全対策を行う。	町	
	・コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業 地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画することで、子どもたちの教育活動のより一層の充実を図る。	町	
	・国際理解・文化交流事業 世界共通言語である英語を学ぶことで、異文化理解や表現力を伸ばすことに繋げ、児童生徒の将来の可能性を広げる。	町	
	・小中学校入学祝金事業 町として児童生徒の入学を祝い、その健やかな成長を願うとともに、子育て世帯を応援する。	町	
	・教育相談機能充実事業 学校・地域・家庭の連携強化を図り、子どもたちが安心して学べる環境をつくるため、スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、学習や生活に関する相談機能の充実を図るとともに、就学前から切れ目のない支援を行うことで誰ひとり取り残さない教育環境を整備する。	町	
	・学校給食センター運営事業 季節に応じた旬の地元食材及び伝統野菜を学校給食に使用し、郷土料理を献立に取り入れ、食材を通して地域を学び地域を愛すること、食することへの感謝の心を育む。	町	
	・生涯学習推進事業 生涯学習振興計画の理念のもと、住民が生涯を通して学び、一人ひとりがそれぞれの個性を活かすことができる社会の実現のため、すべての世代の人が気軽に学べる環境を整備する。	町	
	・家庭教育・青少年教育推進事業 子どもの健全な成長のための家庭教育と青少	町	

		年教育の推進により、将来を担う子ども・若者が健やかに育つことができるよう取組を行う。		
	【スポーツ】	・スポーツ振興事業 町民の健康増進のため生涯スポーツの振興普及を図り、健康で明るい社会を構築する。	町	
	【その他】	・地域クラブ活動体制整備事業 中学校の部活動の段階的な地域への移行により、地域における中学生の多様な活動につなげる。	町	
		・本に親しむ町民をつくる事業 誰もが本に親しむ読書活動を推進するため、図書室の環境整備を行うとともに本と触れ合う機会を創出する事業展開を図る。また、図書システムを導入し、効率的な蔵書管理を行う。	町	
9. 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 【集落整備】	・地域づくり推進事業 地域づくり協議会やまちづくり団体等が実施する地域の活性化や地域のにぎわい創出、地域の課題解決に寄与する事業に対して補助金等の交付やSNS等によるPRなどの支援をすることで地域づくり活動を推進する。 ・地域づくり情報受発信事業 集落座談会を中心とした懇談会を開催することにより、広く地域住民の声を受け止め地域課題の的確な把握に努め、地域の課題解決のための情報を効果的に発信する仕組みの構築を進める。	町	
		・アダプト制度推進事業 環境美化に対する意識の高揚と、道路、公園、河川等、身近な公共空間の環境美化活動を行う町民に対し、行政が支援する取り組みにより、「協働のまちづくり」の推進を図る。	町	
		・地籍調査事業 国土調査法に基づき、地籍、土地境界の明確化を図る。中村、牛川第3地区、勝方地区的登記認証を実施していく。	町	

10、地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 【地域文化振興】	・町史編さん事業 町史編さんにより歴史文化の保存伝承を図るため、基礎資料となる各種資料の調査、収集、整理を行う。	町	
		・文化財保存活用地域計画策定事業 令和9年度の国の認定に向け令和8年度までに文化財保存活用地域計画を策定する。	町	
11. 再生可能エネルギーの利用の促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 【再生可能エネルギー利用】	・ゼロカーボン推進事業 「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」に向け、環境教育や啓発活動を実施し、町民の意識向上を図る。	町	